

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					「手袋」という用語の範囲の明確化
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03項及び第43.04項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの並びに手袋、ミトン及びミットを除く。） (c) ~ (m) (省略) 2 (省略) 3 第42.03項において衣類及び衣類附属品には、 <u>手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）</u> 、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、 <u>負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第91.13項参照）</u> を含む。	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03項及び第43.04項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。） (c) ~ (m) (省略) 2 (省略) 3 第42.03項において衣類及び衣類附属品には、 <u>手袋（運動用のものを含む。）</u> 、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、 <u>負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第91.13項参照）</u> を含む。					

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
42.02	旅行用バッグ、 <u>断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</u> (省略)		42.02	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	(省略)	項の範囲の明確化

2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )			旧 ( 2 0 0 1 年 )			備考
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品						
注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省略) (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、 <u>ミトン及びミット</u> (第42.03項参照) 3 ~ 5 (省略)						
第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品						
注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省略) (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋 (第42.03項参照) (d) ~ (f) (省略) 3 ~ 5 (省略)						「手袋」という用語の範囲の明確化

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
43.01		原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者を使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) (削除)		43.01		原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者を使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) - うさぎのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) (省略)			
		(省略) (削除)		4301.20	000	- ピーバーのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) - マスクラットのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) (省略)	NO	K G	4301.20号, 40号, 50号を削除
		(削除)		4301.40	000	(省略)	NO	K G	
		(省略)		4301.50	000	(省略)	NO	K G	
4301.80	000	- その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) (省略)	NO K G	4301.80	000	- その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) (省略)	NO	K G	

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03 項のものを除く。） - 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省略） （削除） （省略）			43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03 項のものを除く。） - 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省略） - - うさぎのもの （省略）				
4302.19	000	- - その他のもの	NO	K G	4302.12	000	- - その他のもの	NO	K G	4302.12 号を削除

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
第44類 木材及びその製品並びに木炭						「熱帯産木材」の範囲を拡大。	
<p>号注</p> <p>1 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.24号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.13号から第4412.99号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</p> <p>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、<u>マンディオケイラ</u>、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤト、オベチ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(カリん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、<u>パウアマレロ</u>、パウマーフィム、プライ、ブナ、<u>クアルバ</u>、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、<u>タウアリ</u>、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p>	<p>号注</p> <p>1 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.24号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.13号から第4412.99号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</p> <p>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤト、オベチ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(カリん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウマーフィム、プライ、ブナ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p>						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略)		44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は <u>フィンガージョイント</u> したものであるかないかを問わない。) (省略)		項目で許容される加工範囲の明確化
44.08	化粧はり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略)		44.08	薄板及び合板用単板(はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。)並びにその他の木材(縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。)(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は <u>フィンガージョイント</u> したものであるかないかを問わない。) (省略)		単板の分類の明確化
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの <u>縁</u> 、 <u>端</u> 又は <u>面</u> に沿つて連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略)		44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの <u>縁</u> 又は <u>面</u> に沿つて連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は <u>フィンガージョイント</u> したものであるかないかを問わない。) (省略)		「縁」という用語の範囲の明確化

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
44.10	<p>パーティクルボードその他これに類するボード (例えば、オリエンテッドストランドボード及び ウェファーボード) (木材その他の木質の材料の ものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤に より凝結させてあるかないかを問わない。)</p> <p>- オリエンテッドストランドボード及びウェ ファーボード (木材のものに限る。)</p>			44.10		<p>パーティクルボードその他これに類するボード (木材その他の木質の材料のものに限るものと し、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあ るかないかを問わない。)</p> <p>- 木材のもの</p>			
4410.21 000	<p>- - 加工してないもの又はやすりがけを超える加 工をしてないもの</p> <p>- - その他のもの</p>	C M	K G	4410.11 000		<p>- - ウェファーボード (オリエンテッドストラ ンドボードを含む。)</p> <p>- - その他のもの</p>	C M	K G	
4410.29 000	<p>- その他のもの (木材のものに限る。)</p>	C M	K G	4410.19 000			C M	K G	
4410.31 000	<p>- - 加工してないもの又はやすりがけを超える加 工をしてないもの</p>	C M	K G						
4410.32 000	<p>- - メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆した もの</p>	C M	K G						
4410.33 000	<p>- - プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆し たもの</p>	C M	K G						
4410.39 000	<p>- - その他のもの</p>	C M	K G	4410.90 000		<p>- その他の木質の材料のもの</p>	C M	K G	
4410.90 000	<p>- その他のもの</p>	C M	K G						

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		CM	SM		CM	SM			
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） - - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの （削除） （削除） （省略）	CM	SM	44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） - - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの - - - その他のもの （省略）	CM	SM	4412.13-100, 900 を-000に統合	
4412.13	000	4412.13	100	900			CM	SM	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				改正 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
46.01	<p><u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛け等）であるかないかを問わない。）</u></p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p> <p>- - 植物性材料製のもの - - その他のもの</p>			46.01	<p><u>さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）</u></p> <p>- <u>さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）</u></p> <p>（省略）</p> <p>- - 植物性材料製のもの - - その他のもの</p>				
4601.91 000		K G		4601.10 000			K G	4601.10号を削除	
4601.99 000		K G		4601.91 000			K G		
				4601.99 000			K G		

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)					旧規 (2001年)					備考		
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位			
47.05					47.05							
4705.00	000	<u>機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより 製造した木材パルプ</u>	MT		4705.00	000	<u>セミケミカル木材パルプ</u>		MT	項の範囲の明確化		
47.07		古紙			47.07		古紙			分類変更なし		
4707.10	000	- さらしてないクラフト紙又はクラフト <u>板紙</u> 及び コルゲート加工をした紙又は <u>板紙</u>	MT		4707.10	000	- さらしてないクラフト紙又はクラフト <u>板紙</u> のもの及びコルゲート加工をした紙又は <u>板紙</u> のもの		MT	誤謬の訂正		
4707.20	000	- その他の紙又は <u>板紙</u> (主としてさらした化学パ ルプから製造したものに限るものとし、全体を 着色したものを除く。)	MT		4707.20	000	- その他の紙又は <u>板紙</u> のもの (主としてさらした 化学パルプから製造したものに限るものとし、 全体を着色したものを除く。)		MT			
4707.30	000	- 主として機械パルプから製造した紙又は <u>板紙</u> (例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印 刷物)	MT		4707.30	000	- 主として機械パルプから製造した紙又は <u>板紙</u> の もの (例えば、新聞、雑誌その他これらに類す る印刷物)		MT			
		(省略)					(省略)					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位						
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品						「紙」の定義の明確化					
注											
1	<u>この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙(厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。)を含む。</u>										
2	(省略)										
3	<u>7の規定が適用される場合を除くほか、第48.01項から第48.05項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(全体を着色したものに限る。)を含む。ただし、第48.03項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。</u>					注1が新設されたことに伴う改番					
4	(省略)										
5	<u>第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</u>					「グラフィック用に供する紙」に係る定義の変更					
重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙にあつては、											
(a) <u>機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</u>											
1~2	(省略)										
(b) ~ (e)	(省略)										
(次葉へ)											
(次葉へ)											

## 2002年 輸出統計品目表改正

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
(前葉より)						
8	第48.01 項及び第48.03 項から第48.09 項までには、紙、板紙、セルロース ウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの (b) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超える、そ の他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)の シート状のもの				(前葉より) (新設)	
9	(省略)		8	(省略)		
10	(省略)		9	(省略)		
11	(省略)		10	(省略)		
12	(省略)		11	(省略)		サイズ基準の撤廃 又は緩和
(次葉へ)						
(次葉へ)						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品番号	品名	単位		
(前葉より) 号注			(前葉より) 号注			ISOへの準拠  「わらパルプ製中 しん原紙」の定義 の明確化  「テストライナー 」の定義の明確化	
1~2 (省略)			1~2 (省略)				
3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム每平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。			3 第4805.10号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT 60（コンコラ中しん試験で60分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において196ニュートンを超えるロール状の紙をいう。				
4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム每平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。			(新設)				
5 第4805.24号及び第4805.25号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが1グラム每平方メートルの紙につき2キロパスカル以上であるものをいう。			(新設)				
(次葉へ)			(次葉へ)				

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品番号	品名	単位	
6 7 第4810.22号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全纖維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。	(前葉より) (省略)		4 5 第4810.21号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全纖維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。	(前葉より) (省略)		号の改番に伴う変更

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
48.02	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙		48.02	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙		「グラフィック用に供する紙」に係る定義の範囲の拡大及び「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成
4802.10 000	- 手すきの紙及び板紙	K G	4802.10 000	- 手すきの紙及び板紙	K G	
4802.20 000	- 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	K G	4802.20 000	- 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	K G	
4802.30 000	- カーボン原紙	K G	4802.30 000	- カーボン原紙	K G	
4802.40 000	- 壁紙原紙	K G	4802.40 000	- 壁紙原紙	K G	4802.51号を54号, 61号, 62号69号に分割
	- その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）			- その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）		
4802.54 000	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの	K G	4802.51 000	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの	K G	4802.52号を55号56号, 57号, 61号62号, 69号に分割
4802.55	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）		4802.52	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上で150グラム以下のもの		
	- - - 印刷用紙及び筆記用紙			- - - 印刷用紙及び筆記用紙		
110	- - - - 色付きのもの	K G	110	- - - - 色付きのもの	K G	
190	- - - - その他のもの	K G	190	- - - - その他のもの	K G	
900	- - - - その他のもの	K G	900	- - - - その他のもの	K G	
(次葉へ)			(次葉へ)			

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )			旧 ( 2 0 0 1 年 )			備考
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
4802.56	(前葉より) - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上 150グラム以下のもの(折り畳んでない状態 において1辺の長さが435ミリメートル以下 で、その他の辺の長さが297ミリメートル以 下のシート状のものに限る。) - - 印刷用紙及び筆記用紙 110 190 900			(前葉より)		
4802.57	110 190 900	K G K G K G				
4802.58	110 190 900	K G K G K G	4802.53	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超 えるもの - - 印刷用紙及び筆記用紙 110 190 900	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超 えるもの - - 印刷用紙及び筆記用紙 110 190 900	4802.53号を 58号, 61号, 62号 69号に分割 K G K G K G

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )				旧 ( 2 0 0 1 年 )				備考	
統計品目番号	品 名	単位		統計品目番号	品 名		単位		
4802.61	000	(前葉より) - その他の紙及び板紙 (機械パルプとケミグラン ドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量 の10%を超えるものに限る。)		KG	4802.60	000	(前葉より) - その他の紙及び板紙 (機械パルプの含有量が全 纖維重量の10%を超えるものに限る。)	KG	
4802.62	000	- - ロール状のもの - - 折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが が297 ミリメートル以下のシート状のもの		KG					
4802.69	000	- - その他のもの		KG				4802.60 号を 61号, 62 号, 69 号 に分割	

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
48.05	<u>その他の紙及び板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</u> - 段ボール用中しん原紙			48.05	<u>その他の紙及び板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注2に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</u> - 段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）			4805.10号を11号 4823.90号に分割	
4805.11 000	- - セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙	M T	4805.10 000		- - 多層ずきの紙及び板紙		M T	4805.21号、 22号、23号を 4802.54号、55号	
4805.12 000	- - わらパルプ製の段ボール用中しん原紙	K G	4805.21		- - 各層をさらしたもの			56号、57号、58号	
4805.19 000	- - その他のもの	K G		100	- - - 白板紙		K G	61号、62号、69号	
4805.24 000	- - テストライナー（再生ライナーボード） - - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	K G	4805.22		- - - その他のもの		K G	4805.24号、25号	
4805.25 000	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	K G	4805.23	100	- - - 外層の一方のみをさらしたもの		K G	91号、92号、93号	
				900	- - - ジュートライナー			4823.90号に分割	
					- - - その他のもの		K G	4805.29号を	
				100	- - - 3層以上のもので、両外層のみをさらしたもの		K G	4802.54号、55号	
				900	- - - 白板紙		K G	56号、57号、58号	
				4805.29	- - - その他のもの		K G	61号、62号、69号	
				100	- - - その他のもの		K G	4805.12号、19号	
				900	- - - ジュートライナー		K G	24号、25号、91号	
					- - - その他のもの		K G	92号、93号、4823	
4805.30 000	- サルファイト包装紙	K G	4805.30	000	- サルファイト包装紙		K G	90号に分割	
4805.40 000	- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	K G	4805.40	000	- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード		K G	4805.30号を	
	(次葉へ)				(次葉へ)			4805.30号と 4823.90号に分割	
								4805.40号を	
								4805.40号と	

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )					旧 ( 2 0 0 1 年 )					備考		
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位			
4805.50	000	(前葉より) - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	K G	4805.50	000	(前葉より) - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	K G	4805.50	号を 50号, 4823.90号に 分割			
4805.91	000	- - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	K G	4805.60		- - その他の紙及び板紙(重量が1平方メートルにつき150グラム以下のものに限る。)	K G	4805.60	号を 4802.20号, 30号			
4805.92	000	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの	K G		100	- - 中しん原紙	K G	4805.60	40号, 54号, 55号			
4805.93	000	- - 重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの	K G	4805.70	900	- - その他のもの	K G	56号, 57号, 61号, 62号, 69号				
			K G	4805.80	000	- - その他の紙及び板紙(重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。)	K G	4805.12号, 19号				
						- - その他の紙及び板紙(重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。)	K G	24号, 91号, 4823.90号に分割				
								4805.70	号を 4802.20号, 40号			
								58号, 61号, 62号	58号, 61号, 62号			
								69号, 4805.12号	69号, 4805.12号			
								19号, 25号, 92号	19号, 25号, 92号			
								4823.90号に分割	4823.90号に分割			
								4805.80	号を 4802.20号, 58号			
								61号, 62号, 69号	61号, 62号, 69号			
								4805.12号, 19号	4805.12号, 19号			
								25号, 93号, 4823.90号に分割	25号, 93号, 4823.90号に分割			

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
48.06	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。） (省略)			48.06	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。） (省略)				
4806.40	000	<u>- グラシン紙</u> その他の透明又は半透明の光沢紙	K G	4806.40	100	<u>- グラシン紙</u> その他の透明又は半透明の光沢紙	K G	4806.40-100,900 を-000に統合	
48.07				48.07	900	<u>- - グラシン紙</u> <u>- - その他のもの</u>	K G		
4807.00	000	<u>接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙</u> （ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。） (削除)	K G	4807.10	000	<u>接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙</u> （ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）  <u>- ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙</u> <u>- その他のもの</u>	K G	4807.10号, 90号 を削除	
				4807.90	000		K G		

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
48.10	<p>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）</p>			48.10	<p>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）</p>			「グラフィック用に供する紙」に係る定義の範囲の拡大及び「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成	
4810.13 000	- ロール状のもの	K G	4810.11 000		- - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの			4810.11号, 12号を4810.13号,	
4810.14 000	- - 折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの	K G	4810.12 000		- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		K G	14号, 19号, 29号に分割	
4810.19 000	- - その他のもの	K G							
(次葉へ)									

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2001年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
	(前葉より) - 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。）				(前葉より) - 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。）				
4810.22	000	- 軽量コート紙	K G	4810.21	000	- 軽量コート紙	K G		
4810.29	000	- その他のもの	K G	4810.29	000	- その他のもの	K G	4810.29号を -010,020に分割	
	- クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）				- クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）				
4810.31	000	- 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全纖維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	K G	4810.31	000	- 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全纖維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	K G		
4810.32	000	- 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全纖維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	K G	4810.32	000	- 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全纖維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	K G		
4810.39	000	- その他のもの - その他の紙及び板紙	K G	4810.39	000	- その他のもの - その他の紙及び板紙	K G		
4810.92	000	- 多層ずきのもの	K G	4810.91	000	- 多層ずきのもの	K G		
4810.99	000	- その他のもの	K G	4810.99	000	- その他のもの	K G		

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
48.11	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限りるものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）		48.11	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限りるものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）		「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成
4811.10 000	- タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	K G	4811.10 000	- タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	K G	
4811.41 000	- - セルフアドヒーシブのもの	K G	4811.21 000	- - セルフアドヒーシブのもの	K G	
4811.49 000	- - その他のもの	K G	4811.29 000	- - その他のもの	K G	
4811.51 000	- プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 - - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	K G	4811.31 000	- プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 - - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	K G	
4811.59 000	- - その他のもの	K G	4811.39 000	- - その他のもの	K G	
4811.60 000	- ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	K G	4811.40 000	- ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	K G	
4811.90	- その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ - - 感熱紙 - - その他のもの	K G	4811.90	- その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ - - 感熱紙 - - その他のもの	K G	
100			100			
900			900			

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース纖維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース纖維のウェブのその他の製品 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限る。)		48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース纖維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース纖維のウェブのその他の製品 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限る。)		「グラフィック用に供する紙」に係る定義の範囲の拡大及び「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成
4823.12 000	<u>- セルフアドヒーシブのもの</u>	K G	4823.11 000	<u>- セルフアドヒーシブのもの</u>	K G	
4823.19 000	<u>- その他のもの</u>	K G	4823.19 000	<u>- その他のもの</u>	K G	
4823.20 000	<u>- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード</u>	K G	4823.20 000	<u>- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード</u>	K G	
4823.40 000	<u>- 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤</u> (削除) (削除) (削除) (省略)	K G	4823.40 000 4823.51 000 4823.59 100 900	<u>- 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤</u> <u>- その他の紙及び板紙(筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。)</u> <u>- 印刷し、型押しをし又はせん孔したもの</u> <u>- その他のもの</u> <u>- - - 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)	K G K G K G K G	4823.51号、 4823.59号を 削除

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案						
注 1 (省略) 2 この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、 <u>自動データ処理機械</u> により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。 3~6 (省略) (省略)						第84.17 項における表現との整合性
49.07 4907.00	000 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品 ( <u>発行国</u> (額面で流通する国を含む。)で通用するもので使用してないものに限る。)、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	K G	49.07 4907.00	000 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品 ( <u>仕向国</u> において通用し又は発行するもので使用しないものに限る。)、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	K G	項の範囲の明確化

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第11部 紡織用纖維及びその製品						
号注						
<p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) ~ (h) (省略)</p> <p>(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a) から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p><u>(e) から(ij)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</u></p> <p>(k) (省略)</p> <p>2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用纖維から成るものは、第50類から第55類までの物品<u>及び第58.09 項の物品</u>で当該二以上の紡織用纖維から成るもの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用纖維のみから成る物品とみなす。</p> <p>(B) (省略)</p>						
<p>第11部 紡織用纖維及びその製品</p> <p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) ~ (h) (省略)</p> <p>(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a) から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(k) (省略)</p> <p>2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用纖維から成るものは、第50類から第55類までの物品で当該二以上の紡織用纖維から成るもの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用纖維のみから成る物品とみなす。</p> <p>(B) (省略)</p>						
						当該号注が適用される範囲の明確化
						第11部注2の規定との整合化

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
51.02	纖獸毛及び粗獸毛 (カードし又はコームしたもの を除く。) <u>- 纖獸毛</u> <u>- - カシミヤやぎのもの</u> <u>- - その他のもの</u>			51.02	纖獸毛及び粗獸毛 (カードし又はコームしたもの を除く。) <u>- 纖獸毛</u>				
5102.11	000	K G		5102.10	000		K G	5102.10号を 11号, 19号に分割	
5102.19	000	K G		5102.20	000	- 粗獸毛	K G		
5102.20	000	K G							
51.05	羊毛、纖獸毛及び粗獸毛 (カードし又はコームし たもの (小塊状のコームした羊毛を含む。) に限 る。) (省略) <u>- 纖獸毛 (カードし又はコームしたものに限 る。)</u> <u>- - カシミヤやぎのもの</u> <u>- - その他のもの</u>			51.05	羊毛、纖獸毛及び粗獸毛 (カードし又はコームし たもの (小塊状のコームした羊毛を含む。) に限 る。) (省略) <u>- 纖獸毛 (カードし又はコームしたものに限 る。)</u>		K G	5105.30号を 5105.31号, 39号 に分割	
5105.31	000	K G							
5105.39	000	K G							
53.05	ココヤシ、アバカ (マニラ麻又はムサ・テクスティ リス)、ラミーその他の植物性紡織用纖維 (他 の項に該当するもの及び精紡したものを除く。) 並びにそのトウ、ノイル及びくず (糸くず及び反 毛した纖維を含む。) (省略) <u>- その他のもの</u>			53.05	ココヤシ、アバカ (マニラ麻又はムサ・テクスティ リス)、ラミーその他の植物性紡織用纖維 (他 の項に該当するもの及び精紡したものを除く。) 並びにそのトウ、ノイル及びくず (糸くず及び反 毛した纖維を含む。) (省略) <u>- その他のもの</u> <u>- - 生のもの</u> <u>- - その他のもの</u>		K G	5305.91号, 99号 を90号に統合	
5305.90	000	K G		5305.91	000		K G		
				5305.99	000		K G		

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				改正 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
53.08	その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸			53.08	その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸				
5308.10 000	- コイヤヤーン	K G		5308.10 000	- コイヤヤーン		K G		
5308.20 000	- 大麻糸	K G		5308.20 000	- 大麻糸		K G		
	(削除)			5308.30 000	- 紙糸		K G	5308.30号を削除	
5308.90 020	- その他のもの			5308.90 100	- その他のもの		K G		
	- 紙糸	K G		5308.90 900	- - ラミー糸		K G	5308.90-020を新設	
	- - その他のもの				- - その他のもの		K G		
091	- - - ラミー糸	K G							
092	- - - その他のもの	K G							
56.07	ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)			56.07	ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)				
	(省略)				(省略)				
	(削除)			5607.30 000	- アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)		K G	5607.30号を削除	
	(省略)				その他の硬質纖維のもの				
5607.90 010	- その他のもの				(省略)		K G		
	- - アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)	K G		5607.90 000	- その他のもの		K G	5607.90号を-010,090に分割	
	ス) その他の硬質纖維のもの				(新設)				
090	- - その他のもの	K G			(新設)				
58.04	チュールその他の網地(織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)及びレース(レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。)			58.04	チュールその他の網地(織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)及びレース(レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項の編物を除く。)			編物に係る分類の細分化に伴う改正	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)					旧規 (2001年)					備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位				
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品	第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品										
注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用纖維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02 項から第60.06 項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。 2 ~ 7 (省略)	注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用纖維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02 項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。 2 ~ 7 (省略)										
59.03 5903.10 000	紡織用纖維の織物類 (プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。) - <u>ポリ(塩化ビニル)</u> を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (省略)	K G	59.03 5903.10 000	紡織用纖維の織物類 (プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。) - <u>ポリ塩化ビニル</u> を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (省略)	K G	第39類の物品の表記の改正に伴う改正					
59.04 5904.10 000 5904.90 000	リノリウム及び床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの (特定の形状に切つてあるかないかを問わない。) - リノリウム - <u>その他のもの</u>	S M S M	K G K G	59.04 5904.10 000 5904.91 000 5904.92 000	リノリウム及び床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの (特定の形状に切つてあるかないかを問わない。) - リノリウム - <u>その他のもの</u> - - <u>ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの</u> - - <u>その他の紡織用纖維を基布とするもの</u>	S M S M	K G K G				
										5904.91号、92号を90号に統合	

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 ( 2 0 0 2 年 )			旧規 ( 2 0 0 1 年 )			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
60.02	<u>メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が30センチメートル以下で、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のものに限るものとし、第60.01 項のものを除く。)</u>		60.02	<u>その他のメリヤス編物及びクロセ編物</u>		編物に係る分類の細分
6002.40	<u>- 弹性糸の重量が全重量の5 %以上のもの (ゴム糸を含まないものに限る。)</u> <u>- 編製のもの</u> <u>110 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>190 - - - その他のもの</u> <u>- - 合成纖維製のもの</u> <u>210 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>290 - - - その他のもの</u> <u>- - 他の紡織用纖維製のもの</u> <u>910 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>990 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>	6002.10	<u>- 幅が30センチメートル以下で、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のもの</u> <u>- - 編製のもの</u> <u>- - - たてメリヤスのもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - 合成纖維製のもの</u> <u>- - - たてメリヤスのもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - 他の紡織用纖維製のもの</u> <u>- - - たてメリヤスのもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>	6002.10 号を40号, 90号に分割
6002.90	<u>- 他のもの</u> <u>- 編製のもの</u> <u>110 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>190 - - - その他のもの</u> <u>- - 合成纖維製のもの</u> <u>210 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>290 - - - その他のもの</u> <u>- - 他の紡織用纖維製のもの</u> <u>910 - - - たてメリヤスのもの</u> <u>990 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>		(次葉へ)		

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
60.03	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） - 羊毛製又は纖獸毛製のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの - 編製のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの - 合成纖維製のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの - 再生纖維又は半合成纖維製のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの - 再生纖維又は半合成纖維製のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの - その他のもの - - たてメリヤスのもの - - その他のもの		6002.20	(前葉より) - その他のもの（幅が30センチメートル以下のものに限る。） - - 編製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - 合成纖維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの - - - - たてメリヤスのもの - - - - その他のもの - - - - 他の紡織用纖維製のもの - - - - - たてメリヤスのもの - - - - - その他のもの		6002.20号を 6003.10号, 20号 30号, 40号, 90号 に分割
6003.10	110 190	K G K G	110 190		K G K G	
6003.20	110 190	K G K G	210 290		K G K G	
6003.30	110 190	K G K G	310 390		K G K G	
6003.40	110 190	K G K G	910 990		K G K G	
6003.90	110 190	K G K G		(次葉へ)		

## 2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
60.04	メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)		6002.30	(前葉より) - 幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの - 編製のもの - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - 合成纖維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - - 他の紡織用纖維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの		6002.30号を 6004.10号、90号 に分割
6004.10	- 弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの (ゴム糸を含まないものに限る。) - 編製のもの 110 - - たてメリヤスのもの 190 - - - その他のもの - - 合成纖維製のもの 210 - - - たてメリヤスのもの 290 - - - その他のもの - - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの 310 - - - たてメリヤスのもの 390 - - - その他のもの - - - 他の紡織用纖維製のもの 910 - - - たてメリヤスのもの 990 - - - その他のもの	K G K G K G K G K G K G K G K G K G K G	110 190 210 290 310 390 910 990	(次葉へ)	(次葉へ)	K G K G K G K G K G K G K G K G

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )			旧 ( 2 0 0 1 年 )			備 考
統計品目番号	品 名	単 位	統計品目番号	品 名	単 位	
6004.90	(前葉より) - その他のもの - - 編製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - 合成繊維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - その他の紡織用繊維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの					
110		KG				
190		KG				
210		KG				
290		KG				
310		KG				
390		KG				
910		KG				
990		KG				

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
60.05	たてメリヤス編物 (ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。)			(前葉より) - その他の編物 (たてメリヤス編みのものに限るもののとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。)		
6005.10 000	- 羊毛製又は纖獸毛製のもの - 綿製のもの	K G	6002.41 000 6002.42 000	- - 羊毛製又は纖獸毛製のもの - - 綿製のもの - - 人造纖維製のもの	K G	6002.42号を 6005.21号, 22号 23号, 24号に分割
6005.21 000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	K G	6002.43	- - - 合成纖維製のもの - - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの - - - - ポリエステル製のもの - - - - その他のもの	K G	6002.43号を 6005.31号, 32号 33号, 34号, 41号 42号, 43号, 44号 に分割
6005.22 000	- - 浸染したもの	K G				
6005.23 000	- - - 異なる色の糸から成るもの	K G				
6005.24 000	- - - なせんしたもの	K G				
	- - - 合成纖維製のもの					
6005.31	- - 漂白してないもの及び漂白したもの		110			
110	- - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G	120			
120	- - - - ポリエステル製のもの	K G	190			
190	- - - - その他のもの	K G				
6005.32	- - 浸染したもの					
110	- - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G				
120	- - - ポリエステルのもの	K G				
190	- - - その他のもの	K G				
6005.33	- - - - その他のもの	K G		(次葉へ)		
	- - 異なる色の糸から成るもの					
110	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G				
120	- - - - ポリエステルのもの	K G				
190	- - - - その他のもの	K G				
6005.34	- - - なせんしたもの					
110	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G				
120	- - - - ポリエステルのもの	K G				
190	- - - - その他のもの	K G				
	(次葉へ)					

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )				旧 ( 2 0 0 1 年 )				備考	
統計品目番号	品 名	単位		統計品目番号	品 名		単位		
		(前葉より)			(前葉より)				
6005.41	000	- 再生纖維又は半合成纖維製のもの		6002.43	200	- - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの		K G	
6005.42	000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	K G						
6005.43	000	- - 浸染したもの	K G						
6005.44	000	- - 異なる色の糸から成るもの	K G						
6005.90	000	- - なせんしたもの	K G	6002.49	000	- - その他のもの		K G	
		- その他のもの	K G						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
60.06	その他のメリヤス編物及びクロセ編物			(前葉より)		
6006.10 000	- 羊毛製又は纖獸毛製のもの	K G	6002.91 000	- その他のもの	K G	6002.92 号を
	- 編製のもの		6002.92 000	- - 羊毛製又は纖獸毛製のもの		6006.21 号, 22 号
6006.21 000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	K G		- - 編製のもの	K G	23号, 24 号に分割
6006.22 000	- - 浸染したもの	K G				
6006.23 000	- - 異なる色の糸から成るもの	K G				
6006.24 000	- - なせんしたもの	K G	6002.93	- - 人造纖維製のもの	K G	6002.93 号を
	- 合成纖維製のもの			- - - 合成纖維製のもの		6006.31 号, 32 号
6006.31	- - 漂白してないもの及び漂白したもの		120	- - - - ポリエステル製のもの	K G	33号, 34号, 41 号
120	- - - ポリエステルのもの	K G	130	- - - - アクリル又はモダクリル製のもの	K G	42号, 43号, 44 号
130	- - - アクリル又はモダクリルのもの	K G	190	- - - - その他のもの	K G	に分割
190	- - - その他のもの	K G				
6006.32	- - 浸染したもの					
120	- - - ポリエステルのもの	K G				
130	- - - アクリル又はモダクリルのもの	K G				
190	- - - その他のもの	K G				
6006.33	- - 異なる色の糸から成るもの					
120	- - - ポリエステルのもの	K G				
130	- - - アクリル又はモダクリルのもの	K G				
190	- - - その他のもの	K G				
6006.34	- - なせんしたもの					
120	- - - ポリエステルのもの	K G				
130	- - - アクリル又はモダクリルのもの	K G				
190	- - - その他のもの	K G				
				(次葉へ)		
	(次葉へ)					

## 2002年 輸出統計品目表改正

新 ( 2 0 0 2 年 )				旧 ( 2 0 0 1 年 )				備考	
統計品目番号	品 名	単位		統計品目番号	品 名		単位		
		(前葉より)			(前葉より)				
6006.41	000	- 再生纖維又は半合成纖維製のもの		6002.93	200	- - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの		K G	
6006.42	000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	K G						
6006.43	000	- - 浸染したもの	K G						
6006.44	000	- - 異なる色の糸から成るもの	K G						
6006.90	000	- - なせんしたもの	K G	6002.99	000	- - その他のもの		K G	
		- その他のもの	K G						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
61.10	ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) - 羊毛製又は纖獸毛製のもの - - 羊毛製のもの - - カシミヤ毛製のもの - - その他のもの	NO	KG	61.10 6110.10	000	ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) - 羊毛製又は纖獸毛製のもの	NO	KG	
6110.11 000									
6110.12 000									
6110.19 000									
第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品					
注				注					
1 ~ 2 (省略)				1 ~ 2 (省略)					
3 この類においては、次に定めるところによる。				3 この類においては、次に定めるところによる。					
(a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用纖維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。				(a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用纖維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。					
(b) 「革」とは、 <u>第41.07 項及び第41.12 項から第41.14 項までの</u> 物品をいう。				(b) 「革」とは、 <u>第41.04 項から第41.09 項までの</u> 物品をいう。					
4 (省略)				4 (省略)					
革に係る品目表の再構成に伴う改正									